

第 33 号議案

加東市地域交流センター条例の一部を改正する条例制定の件

加東市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 24 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市地域交流センター条例の一部を改正する条例

加東市地域交流センター条例（令和 2 年加東市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 6 号中「政党」の右に「その他の政治団体等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第33号議案 要旨

加東市地域交流センター条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

施設の使用許可の要件のうち、不許可事項を明確にするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

文言整理を行うこと。（第8条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(施設の使用許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 政党_____又は宗教の勧誘活動を行うとき。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(施設の使用許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 政党<u>その他の政治団体等</u>又は宗教の勧誘活動を行うとき。</p> <p>(7) (略)</p>